



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 阪急阪神ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 角 和夫
(コード番号 9042 東証・大証第 1 部)
問合せ先 グループ経営企画部部長 (広報担当) 白木恵士
(TEL. 06-6373-5092)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 22 年 6 月 16 日開催予定の第 172 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 公告の迅速な掲出及びコストの削減を図るため、公告の方法を電子公告に変更するものであります (変更案第 5 条ご参照)。
- (2) 社外役員の重要性が高まるなか、今後、その確保に資するよう、社外役員との間で、会社法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります (変更案第 28 条・第 35 条ご参照)。

なお、変更案第 28 条を新設する議案の提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(公告方法) 第 5 条 本会社の公告方法は、 <u>日本経済新聞に掲載する方法</u> とする。	(公告方法) 第 5 条 本会社の公告方法は、 <u>電子公告</u> とする。 <u>但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>

<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 28 条 本会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第 28 条～第 33 条 <条文の記載省略></p>	<p>第 29 条～第 34 条 <条数を繰り下げ、条文は現行どおり></p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 35 条 本会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第 34 条～第 38 条 <条文の記載省略></p>	<p>第 36 条～第 40 条 <条数を繰り下げ、条文は現行どおり></p>

(注) 下線は、変更部分を示します。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 22 年 6 月 16 日 (水)
定款変更の効力発生予定日	平成 22 年 6 月 16 日 (水)

以 上